

豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

令和 8 年 1 月 28 日 豊岡市告示第 23 号

改正 令和 8 年 5 月 13 日 豊岡市告示第 193 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人による社会福祉充実計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の作成並びに市による豊岡市地域福祉計画（法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下「計画」という。）の策定及び推進に関し意見を聴くため、豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 55 条の 2 第 6 項に規定する社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び事業区域における需要に関する事項
- (2) 計画の策定の検討に関する事項
- (3) 計画の実現に向けた取組みの検討に関する事項
- (4) 計画の推進状況の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 22 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉関係者、保健関係者又は医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 号から第 4 号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条第1号、第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 令和8年5月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和11年5月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

地域福祉計画策定スケジュール

時期	内容①	内容②
2月20日	第1回策定・推進委員会	委員長・副委員長の選出 委員会の役割とスケジュールについて ワークショップ
2月～	シビックとよおか意見聴収	市民参加型プラットフォーム 2/25 広報で募集記事掲載
6月	グループインタビュー	地域コミュニティ組織7団体へのインタビュー
6月～7月	作業部会分科会	支援の重なり検討分科会（6/1、7/7） 創生5×地域福祉検討分科会（6/1、6/24、7/15）
7月～8月	市民アンケート	アンケート発送（8/17〆切） 対象：2,000件、16歳以上無作為抽出
8月10日	第1回作業部会	各分科会報告、情報共有
8月26日	第2回策定・推進委員会	戦略体系図・骨子案確認
10月下旬	第3回策定・推進委員会	戦略体系図・計画構成案確認
12月上旬	第4回策定・推進委員会	計画素案確認
12月	議会説明	
1月下旬	第5回策定・推進委員会	計画案最終確認
1～2月	パブリックコメント	
2～3月	計画最終校正	
3月末	計画策定 公表	

※ 会議の合間に作業部会を開催する。